

半田市耐震シェルター等設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の木造住宅に耐震シェルター等を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震シェルター等

地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドであるとして市長が認めるものをいう。

(2) 補助対象経費

耐震シェルター等の購入、運搬及び設置に要する費用をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 半田市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第2条第1号に規定する旧基準木造住宅であること。

(2) 半田市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第2条第2号アに規定する診断結果の判定値が1.0未満又は同号イに規定する診断結果の得点が80点未満であること。

(3) 半田市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第7条に基づく耐震改修工事の補助金の交付決定を受けていないこと。

(4) 65歳以上の者が居住していること又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定を受けた者等、地震発生時に避難することが困難な者と認められる者が居住していること。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に各号の全てを満たす者とする。

(1) 補助対象建築物の居住者であること。

(2) 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について滞納がない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助の制限)

第5条 補助の対象となる耐震シェルター等の基数は、対象住宅1戸当たり1基とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その上限の額は別表に定めるとおりとする。
（補助金交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震シェルター等設置費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）木造住宅耐震診断結果報告書の写し（半田市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第2条第2号によるものに限る。）
- （2）見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- （3）住民票の写し又は身体障害者手帳等の写し等で第4条の要件が確認できる書類
- （4）申請者と住宅所有者が異なる場合、耐震シェルター等を設置することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類（様式第2）
- （5）案内図
- （6）平面図（設置予定場所を明示したもの）
- （7）設置予定場所の写真
- （8）市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について滞納がない証明書（完納を証するもの）
- （9）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、半田市耐震シェルター等設置費補助金交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

第9条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、半田市耐震シェルター等設置費補助金変更交付申請書（様式第4）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）耐震シェルター等設置箇所及び仕様（軽微なものは除く。）
- （2）補助金の額

2 前項の関係書類は、次のとおりとする。

- （1）変更内容を表した書類
- （2）見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- （3）その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第一項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、半田市耐震シェルター等設置費補助金変更交付決定通知書（様式第5）により、申請者に通知するものとする。

4 申請者は、耐震シェルター等の設置が予定の期間に完了しない場合又は設置の遂行が困難になった場合は、速やかに半田市耐震シェルター等設置遅延等報告書（様式第6）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

5 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第7）により、申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止）

第10条 申請者は、耐震シェルター等の設置を中止しようとするときは、次条第1項に定める完了実績報告書を提出するまでに、半田市耐震シェルター等設置中止届（様式第8）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第11条 申請者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、設置した完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い期日までに、半田市耐震シェルター等設置完了実績報告書（様式第9）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1）耐震シェルター等の設置に係る契約書の写し
- （2）耐震シェルター等の設置に係る請求書又は領収書の写し
- （3）設置中及び設置完了後の写真
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告書の提出があったときは、市長はこの内容について検査することができる。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の完了実績報告書を受理した場合は、報告内容を審査のうえ、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、半田市耐震シェルター等設置補助金交付確定通知書（様式第10）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に半田市耐震シェルター等設置費補助金請求書（様式第11）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定を取消すものとする。

- （1）第11条第1項に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- （2）偽りその他の不正の手段により、補助金交付の決定を受けたとき。
- （3）この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取消したときは、補助金の交付を受けた者に対し、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第16条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

| 設置種類 | 限度額 |
|---------|-------|
| 耐震シェルター | 250千円 |
| 防災ベッド | 150千円 |